

特別の法人無料職業紹介事業 変更等手続提出書類一覧表

<届出>

項 目					変 更 の 届 出																	
					法人の名称	法人の住所	代表者	代表者の氏名のみ・住所のみ（法人）※6	役員	役員の氏名のみ・住所のみ（法人）※6	事業所の名称	事業所の所在地	職業紹介責任者（交代・新任）	職業紹介責任者の氏名のみ・住所のみ※7	求人者並びに求職者の範囲及び数（届出を行っている事業者のみ）	事業所の新設 ※4	事業所の廃止 ※5	取次機関の追加	新たな国の取次機関の場合（取扱い職種の範囲等の変更）	取次機関の名称・住所等 ※8		
提 出 期 日					提出部数		変更日の翌日から10日以内 （登記事項証明書を添付する変更の場合は 変更日の翌日から30日以内）							変更日の 翌日から 30日以内		変更日の翌日 から10日以内		速やかに				
		正	コピー																			
申請・届出書類	職業紹介事業計画書【様式第2号】			1	2												○					
	職業紹介事業変更届出書等【様式第6号】			1	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	職業紹介事業変更届出書 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書【様式第6号】			1	2																○	
	取次機関に関する申告書【通達様式第10号】			1	2															○	○	○
添付書類	定款(写し)又は寄付行為(写し)			-	2	○	△					△	△				△					
	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※10【省略可】			1	1	○	○	○	○	○※1	○※1	△	△				△					
	建物(不動産)の登記事項証明書(全部事項証明書)(申請者が所有する場合)			※2	1	1											○					
	建物(不動産)の賃貸借契約書等(他人が所有する場合) ※3				-	2							○				○					
	職業紹介責任者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)			1	1									○	△		○					
	職業紹介責任者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)			1	1									○			○					
	職業紹介責任者講習受講証明書(写)			-	2									○			○					
	職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書※9			1	1									△								
	個人情報適正管理規程			1	1												○					
	業務の運営に関する規程			1	1												○				○	
	相手先国の関係法令(相手先国版及び日本語翻訳版)			-	各2															○	○	△
	取次機関に関する書類	取次機関と職業紹介事業に関し業務分担を記載した契約書等(相手先国版及び日本語翻訳版)			-	各2														○	○	△
取次機関が海外に対し職業紹介を行うことが認められていることが確認できる書類(許可証、登録証等)(相手先国版及び日本語翻訳版)			-	各2														○	○	○		

- ※1: 役員全員が登記されていない場合は、新旧の役員名簿、役員の交代に関する議事録等の提出が必要です。
- ※2: 事務所の見取り図(寸法、面積の記載のあるもの)を添付してください。
- ※3: 転貸となっている場合は、建物の所有者が「転貸の承諾」を行っていることの確認が必要となり、所有者と貸主の間で締結されている賃貸契約書(原契約)の写しの提出が必要となります。
- ※4: 事業所の新設を行う場合は、事前に余裕を持って岐阜労働局需給調整事業室に相談してください。
- ※5: すべての事業所を廃止する場合は、変更届ではなく、職業紹介事業廃止届(様式第7号)となります。
- ※6: 代表者の氏名のみ・代表者の住所のみ、または、役員の氏名のみ・役員の住所のみを変更した場合は、新旧の役員名簿を添付してください。
なお、代表者の氏名のみ、または、代表者の住所のみを変更した場合は、法人の登記事項証明書は必要ですが、役員の氏名のみ、または、役員の住所のみを変更した場合は、法人の登記事項証明書は不要(ただし、法人の登記事項証明書に役員の氏名または住所が記載されている場合は必要)です。
- ※7: 職業紹介責任者の氏名のみを変更した場合は、変更の内容が確認できる公的書類を、また、職業紹介責任者の住所のみを変更した場合は、住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)を添付してください。
- ※8: 変更の内容を証明する書類及びその日本語翻訳版
- ※9: 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限ります。
- ※10: 岐阜労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。

<お願い> 上記以外にも必要に応じて、補足資料(誓約書等)の提出をお願いすることがあります。

国外にわたる職業紹介を行う場合
【取次機関を利用しない場合】

提出様式	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）		原本1部	コピー2部
添付書類	①	相手先国の関係法令及びその日本語訳	－	コピー2部
		相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要		
	②	相手先国において国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び外国語で記載されている場合はその日本語訳	－	コピー2部
		（相手先国において許可等を受けている場合、） その許可証・登録証等の写し及びその日本語訳		
		（相手先国において許可等を受けていない場合、） 当該国もしくは日本における法律専門家（海外の労働法規等に精通している者）の証明書類と外国語で記載されている場合はその日本語訳	原本1部	コピー2部

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。